

平成29年11月15日

被保険者資格取得届等の法令に定められた期日までの提出について（お願い）

マイナンバーを利用した情報連携業務（情報照会・情報提供業務）については、平成29年7月18日より試行的運用を実施していましたが、平成29年11月13日より本格運用が開始されることとなりました。情報連携業務が円滑に実施できますよう、次の事項について、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

- 1 健康保険被保険者資格取得届、健康保険被保険者資格喪失届及び健康保険被扶養者（該当、不該当）届については、法令に定められた期日までに、健康保険組合に提出をお願いします。
  - (1) 健康保険被保険者資格取得届、健康保険被保険者資格喪失届及び健康保険被扶養者（該当）届については、健康保険法施行規則上、事業主は健康保険組合に対して、事実があった日から5日以内に提出することになっています。
  - (2) 健康保険被扶養者（不該当）届については、健康保険法施行規則上、被保険者は、その都度、事業主を経由して健康保険組合に提出することになっています。
- 2 マイナンバーを利用した情報連携が実施されていますが、データが更新されるまで時間がかかるため、退職後に国民健康保険に加入する場合、できる限り、事業所が退職証明書を発行して退職者にお渡しいただき、退職者は、お住まいの市町村の国民健康保険の窓口へ提出していただきますようお願いいたします。